

5 . 計画実現に向けたまちづくりプログラム

(1)まちづくりプログラムの必要性

辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画に位置づけられる事業の全てを実現するためには、膨大な資金と労力が必要となる。

これらの事業の中には、カントク跡地の整備にあわせた早急な取り組みが求められるものや、地域住民及び関係事業者との合意形成などが必要なものもあるため、事業の緊急性や実現性等を踏まえて、次の点に考慮しながら目標年次までの段階的な整備を進めることが必要である。

カントク跡地整備にあわせた事業の実施

カントク跡地における基盤整備は、平成 17 年度以降急速に進められる予定であるため、茅ヶ崎市側において関連する道路、駅施設等の整備事業についても、同時期において一体的に進める必要がある。

段階的整備プログラムの推進

まちづくり基本計画に位置づけられる事業の緊急性や実現性、他の事業との連携を踏まえた段階的な整備プログラムを作成する。また、各段階における目標を明確にし、計画的なまちづくりを推進する。

駅隣接地区における整備計画の策定

カントク跡地及び辻堂駅に隣接する地区については、地区の空間イメージを明確化するとともに、平成 17 年度に事業の早期実現に向けた新たな整備計画の策定を行う。

住民の主体的なまちづくりの推進

景観形成などのまちづくりにおいては、住民が主体となってまちづくりルールを策定するなどの取り組みが望まれるため、行政の支援や民間事業者の協力により、継続的なまちづくりを進めることが必要である。

(2) 辻堂駅西口周辺地区まちづくりプログラム

まちづくりプログラム

まちづくり基本計画で位置づけられた事業については、緊急性や実現性、他の事業との連携等を踏まえ、目標年次までを短期、中期、長期の3期に分けて、各期間における目標を設定し、段階的な整備を図るものとする。

		短期	中期	長期
茅ヶ崎市	目標	カントク跡地のまちびらきにあわせた、駅隣接部における重点的な基盤整備の推進	カントク跡地のまちの成熟及び周辺地域への効果の波及	辻堂駅西口周辺地区の総合的なまちづくりの実現
	主な事業	<p>景観形成等の住民の主体的なまちづくり</p> <p>地元組織の立ち上げ・まちづくりの検討</p> <p>継続的に推進する事業</p> <p>狭隘道路の整備、街区公園等の整備、良好なみどり環境の維持・保全、まちなかにあるオープンスペースの設置、公共公益施設の整備拡充、防犯まちづくりの推進等</p>	<p>地区計画等まちづくりルールの策定</p> <p>乗合交通(幹線・支線)の整備</p> <p>浜竹雨水幹線の整備</p> <p>浜竹通りの再整備(プロムナード化)</p> <p>赤松町地区内道路の整備</p> <p>市境道路の整備</p> <p>地区の課題を踏まえた、辻堂赤羽根線の再整備</p> <p>周辺の土地利用と一体となった、辻堂駅西口駅関連施設の総合的な整備</p>	<p>骨格となる南北幹線道路の整備(小和田中赤線・南北横断道路)</p> <p>骨格となる東西幹線道路の整備(茅ヶ崎辻堂線、新国道線)</p>
藤沢市		<p>駅隣接地区の整備計画の策定(H17)</p> <p>西口交通広場、自転車駐車場の整備</p> <p>ホームの拡幅・西口跨線橋の再整備</p> <p>駅舎機能の強化、本屋口自由通路の整備等</p>		
	カントク跡地整備	<p>都市計画決定</p> <p>まちびらき</p> <p>基盤整備</p> <p>導入機能の建設</p>		

図 5.1 まちづくりプログラム

駅隣接地区の整備計画イメージ

まちづくりプログラムにおいて短期・中期の着手と位置づけられている事業のなかでも、カントク跡地及び辻堂駅に隣接する地区で予定されている事業や、地区全体のまちづくりにおいて先導的な役割を果たす事業については、重点的な整備が必要であるため、平成17年度に新たな整備計画を策定する。

特に駅関連施設の整備にあたっては、藤沢市との連携を図りながら、隣接する施設の整備と一体的に行うなどの調整を図るものとする。

駅隣接地区整備の基本的な考え方

- ・ 本屋口の駅関連施設整備との機能連携や連続性の確保を図る。
- ・ カントク跡地の整備効果が茅ヶ崎市側に波及するようなまちづくりを推進する。
- ・ 辻堂駅西口周辺地区全体のまちづくりを先導するような事業を推進する。
- ・ 大規模事業者と連携したまちづくりを推進するとともに、将来的に土地利用転換が発生した際にも対応が可能なまちづくり計画とする。

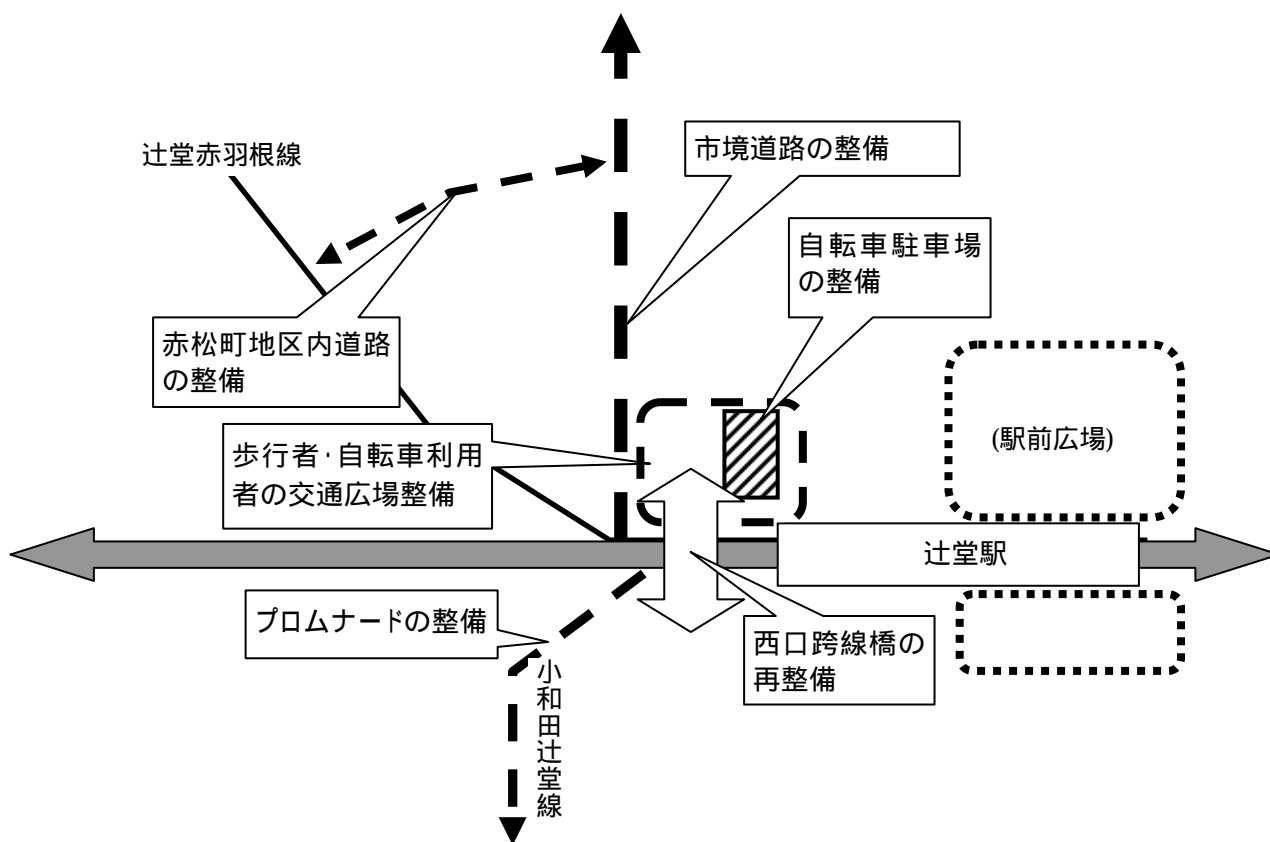


図 5.2 整備計画における主要な事業

まちづくりの推進体制

まちづくりを進めるためには、まちづくりの主役である市民と具体的なまちづくりに係る民間事業者、まちづくりの推進・調整役である行政とが、相互連携と協働により、それぞれの役割分担の中で進めていくことが重要である。

市民の役割

将来どのようなまちにしていくのかは、まちづくりの主役である市民を中心に、検討が進められるべきものであり、市民は積極的・主体的に議論に参加することが必要である。

特に、住環境を保全し、美しいまちなみを創出するため、まちづくりルールの策定とその実現に向けた取り組みを積極的に行うことが望まれる。

民間事業者の役割

民間事業者は、まちづくりを担う一員としての自覚と責任を持って生産活動の維持・発展を行うとともに、まちづくりに積極的に協力・貢献していくこと必要である。

特に、駅周辺地区においては、オープンスペースの創出や良好な景観の形成などにおいて、自ら積極的にまちづくりに関わることを期待される。

行政の役割

行政は、情報提供やさまざまな要望等の調整を図りつつ、まちづくりを、総合的・計画的・効率的に進めていくことが求められている。

特に、民間事業者等の開発活動に対する指導や、市民のまちづくり活動に対する支援を積極的に行うことが必要である。

また、計画の実現に向けて、藤沢市等の関係機関との調整を図る必要がある。

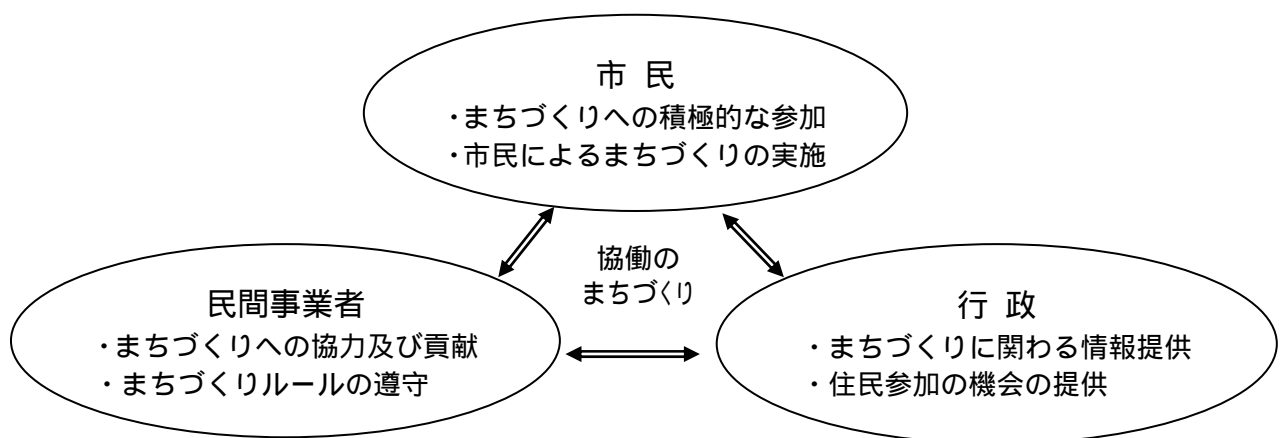


図 5.3 まちづくりの推進体制